

2023年6月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ デ ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 CEO 石 川 聡 彦
(コード番号：5577 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 コーポレート本部 本部長 馬場 博明
(TEL 03-6868-0998)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定

並びに売出株式数の変更のお知らせ

2023年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、2023年6月2日開催の当社取締役会において、プレヒアリングの結果等を勘案して、売出株式数を下記のとおり変更し、また、未定でありました払込金額等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金688.50円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 34,425,000円 |
| (3) 仮 条 件 件 | 810円から1,050円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの売出株式数の変更の件

- (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 2023年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による株式売出しに関し、2023年6月2日開催の当社取締役会において売出株式数を295,300株から400,000株に変更することを決議いたしました。
- (2) 売出人及び変更後の売出株式数
- | | |
|--|----------|
| 東京都文京区本郷七丁目3番1号
Utec 4号投資事業有限責任組合 | 200,000株 |
| 東京都新宿区
石川 聡彦 | 100,000株 |
| 東京都渋谷区桜丘町16番13号
Skyland Ventures 2号投資事業有限責任組合 | 100,000株 |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しにおける売出株式数の変更の件

- (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 2023年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしましたオーバーアロットメントによる株式売出しに関し、2023年6月2日開催の当社取締役会において売出株式数を51,700株（上限）から67,500株（上限）に変更することを決議いたしました。
- (2) 売出人及び変更後の売出株式数
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 売出人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 |
| 売出株式数 | 当社普通株式 67,500株（上限） |
- （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023年6月13日（発行価格等決定日）に決定される。）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 50,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 400,000株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限67,500株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2023年6月6日(火曜日)から
2023年6月12日(月曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2023年6月13日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2023年6月14日(水曜日)から
2023年6月19日(月曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2023年6月21日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2023年6月22日(木曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が67,500株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である石川聡彦（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、67,500株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2023年7月19日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2023年6月22日（上場日）から2023年7月19日までの間、株式会社SBI証券と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である石川聡彦並びに当社株主（新株予約権者を含む。）であるダイキン工業株式会社、日本ゼオン株式会社、伊藤浩介、馬場博明、河野英太郎、清水俊博、木之内毅、椎木茂、浅本侑樹、佐々木響、若松典子、藤山紗希、登坂直矢、鈴木智行、田村享史、清水政彦、本石麻衣子、堂田丈明、木内康行他 11 名は、みずほ証券株式会社及び株式会社 S B I 証券（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2023 年 12 月 18 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することを除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である UTEC 4 号投資事業有限責任組合及び Skyland Ventures 2 号投資事業有限責任組合、当社株主（新株予約権者を含む。）である DCI ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、株式会社テクノプロ、玉谷修造、中川綾太郎、協創プラットフォーム開発 1 号投資事業有限責任組合、千葉道場 2 号投資事業有限責任組合、千葉道場 1 号投資事業有限責任組合、金田喜人、Skyland Ventures 3 号投資事業有限責任組合及び金山靖昌は、共同主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 90 日目の 2023 年 9 月 19 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2023 年 12 月 18 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は上記 90 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記の他、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。